

伊賀市下水道処理施設維持管理業務
一 般 仕 様 書

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 業務の範囲

第 2 条 総括責任者

第 3 条 運営期間および業務準備期間

第 2 章 運営準備等

第 4 条 施設機能の確認

第 5 条 事業実施計画

第 6 条 許認可の取得等

第 3 章 運転業務

第 7 条 流入基準

第 8 条 流入水の処理

第 9 条 流入水質が流入基準を満たさない場合

第 10 条 流入水量が流入基準を上回った場合

第 11 条 流入水の水量、水質の変化の把握

第 12 条 その他の運転に関する条件

第 13 条 引継事項

第 4 章 維持管理

第 14 条 本件施設の維持管理

第 15 条 更新等の必要性に関する報告

第 16 条 回復措置請求

第 5 章 環境計測、業務報告等

第 17 条 本件施設の環境計測

第 18 条 委託者による放流水の監視、立入検査

第 19 条 業務の報告

第 6 章 委託者の義務

第 20 条 委託費等の支払

第 21 条 緊急修繕業務

第 7 章 損害賠償

第 22 条 損害賠償

第 23 条 責任範囲

第 8 章 仕様終了

第 24 条 期間満了による終了

第 9 章 その他

第 25 条 不可抗力

第 26 条 経費の負担

第 27 条 雑則

第 1 章 総則

第 1 条 業務の範囲

- 1 委託者は、受託者に対し、本仕様書に基づき、別紙 1-1～1-6 に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の運営（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者の業務範囲は以下の各号に記載された業務およびその他別紙 2 に記載された業務とする。
 - (1) 本件施設の運転。ただし、別紙 3-1～3-6 に定める放流水質仕様基準、第 12 条第 1 項に定める汚泥に関する基準および同条 2 項に定める運転に関する条件を遵守するものとする。
 - (2) 本件施設の維持管理。ただし、別紙 4 に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。
 - (3) 環境計測、業務報告等、その他の管理業務。
- 3 受託者は、本仕様書で定められた範囲内において、人員配置、運転方法、使用機材、消耗品などを決定し本件業務を行うことができる。

第 2 条 総括責任者及び副総括責任者の選任

- 1 受託者は、総括責任者及び副総括責任者を選任し、委託者に届けなければならない。
- 2 総括責任者及び副総括責任者の職務及び資格、実績については下記とおりとする。
 - (1) 総括責任者は現場の最高責任者として従業員の指揮監督を行う。
下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令 15 条の 3 で定める資格を有すること。
かつ、標準活性汚泥法及び OD 法の方式の浄化センターにおいて 3 年以上の実務経験を有し、なおかつ 1 年以上の副総括責任者の実務経験があること。
 - (2) 副総括責任者は総括責任者の補佐及び代行ができるものとする。
下水道処理施設管理技士又は下水道法施行令 15 条の 3 で定める資格を有すること。
かつ、標準活性汚泥法及び OD 法の方式の浄化センターにおいて 3 年以上の実務経験を有すること。

第 3 条 運営期間および業務準備期間

- 1 業務期間は、平成 30 年 4 月 1 日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。
- 2 運営期間は、平成 30 年 4 月 1 日（以下「運営開始日」という。）0 時 00 分より平成 32 年 3 月 31 日（以下「運営期間満了日」という。）24 時 00 分までとする。また、仕様締結日から運営開始日の前日までを業務準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、受託者の費用により、第 2 章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。
- 3 作業時間は年間を通し、土、日、祝日及び 12 月 30 日から翌年 1 月 3 日までを除いた日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、行うものとする。
- 4 前項に関らず、受託者が作業に必要と認めた場合は、この時間を超えて作業を行わなければならない。

第 2 章 運営準備等

第 4 条 施設機能の確認

- 1 受託者は、本仕様書締結に先立ち、受託者選定の際に委託者が配布した仕様書等の内容が、

別紙 4 に定める維持管理要求水準を満たしていることを確認する。

- 2 受託者は、委託者に対して、仕様書等の内容が別紙 4 に定める維持管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が仕様書等に一致していない場合は、委託者と協議し速やかに必要な処置を講じるものとする。

第 5 条 事業実施計画

- 1 受託者は、運営開始日の 5 日前までに、その費用により、本仕様書等に記載された条件を満たす事業実施計画を作成し、委託者に提出するものとする。事業実施計画には別紙 5 に定める事項を記載しなければならない。
- 2 受託者は、事業実施計画に基づき本件業務を実施するものとする。委託者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、委託者は受託者に説明を求めるものとする。その結果、委託者が、事業実施計画に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（事業実施計画の変更を含む）を求めることができる。
- 3 受託者が事業実施計画の変更を希望する場合、受託者は、変更の 5 日前までに変更理由および変更内容を委託者に提出するものとする。

第 6 条 許認可の取得等

- 1 受託者は、法令上別紙 6 に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 前項のほか、受託者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第 3 章 運転業務

第 7 条 流入基準

委託者は、流入水の水量および水質が、別紙 7-1～7-3 の流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

第 8 条 流入水の処理

- 1 受託者は、流入水を別紙 3-1～3-6 に定める放流水質仕様基準に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第 9 条第 2 項または第 10 条第 2 項において、受託者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。
- 2 前条の流入基準を満たしている場合、別紙 3-1～3-6 に定める放流水質仕様基準または放流水質法定基準を達成できなかったときは、別紙 8 に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられてから 3 日以内に改善計画書を委託者に提出し、速やかに委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 前条の流入基準を満たしている場合、放流水質仕様基準または放流水質法定基準が満たされなかったときは、委託者は、別紙 8 および別紙 15 に規定された基準にしたがい委託費の減額、本仕様書の解除、損害賠償の請求および違約金の請求をすることができる。また、別紙 8 に示す、予め委託者が指定した「やむを得ない事態」による場合、これに基づきサービス対価の

減額、本仕様書の解除、損害賠償の請求または違約金の請求を行うことはできないものとする。また、受託者は、委託者に対し、「やむを得ない事態」により受託者に生じた追加費用（受託者の故意もしくは過失により生じまたは増加した費用を除く）を請求することができるものとする。

第 9 条 流入水質が流入基準を満たさない場合

- 1 流入水が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合、流入基準未達が別紙 9 に示す水質に係る未達として列挙されたものであるときは、第 8 条の規定を準用する。
- 2 流入基準未達が別紙 9 に示す水質に係る未達として列挙されたもの以外である場合、放流水が放流水質仕様基準または放流水質法定基準を満たしていないときも、受託者は責任を負わないものとする。ただし、受託者が本条第 3 項に違反した場合または受託者に故意または過失がある場合はこの限りではない。
- 3 前項の場合、受託者は、放流水質仕様基準または放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従う。

第 10 条 流入水量が流入基準を上回った場合

- 1 流入水が、水量に関する流入基準を上回った場合（さらに流入水質も流入基準を満たさない場合も含む）、受託者は、別紙 9 に従い対応するものとする。
- 2 前項の場合においては、放流水が放流水質仕様基準を満たさない場合においても、受託者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合または受託者に故意または重過失がある場合はこの限りではない。

第 11 条 流入水の水量、水質の変化の把握

- 1 受託者は、流入水量および水質の監視を行い、流入水の水量または水質が別紙 7 の範囲を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、流入水量および水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。

第 12 条 その他の運転に関する条件

- 1 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理は、別紙 10 に定めるところによる。
- 2 前項の条件を満たしていない場合、第 8 条の第 2 項および第 3 項を準用する。

第 13 条 引継事項

- 1 受託者は、業務開始後 1 ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本仕様書の終了または解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、別紙 11 に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、本仕様書が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受託者は、引継事項の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

第 4 章 維持管理

第 14 条 本件施設の維持管理

受託者は、以下に記載された本件施設の維持管理業務を行うものとする。

- (1) 別紙 2 に記載された範囲内における点検及び調整、消耗品の交換
- (2) その他の本件施設の維持管理

第 15 条 更新等の必要性に関する報告

本件施設において、設備の更新または補修の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、補修または更新が必要である設備の現況およびその理由を速やかに書面により報告するものとする。

第 16 条 回復措置請求

- 1 第 18 条第 2 項に規定する施設機能の評価の結果、第 14 条に規定された維持管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は、改善計画書の提出を命じられてから 5 日以内に改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 2 委託者は、前項の期限内に受託者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む）、または、改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。
- 3 受託者は、回復措置請求の全部または一部に不服がある場合、委託者に対し、前項の書面の交付を受けた後 5 日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部または一部の撤回を求めるものとする。
- 4 委託者は、前項の書面を受領した後 5 日以内に、受託者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合、委託者および受託者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から 10 日以内に相手方に対して提出するものとする。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合、委託者および受託者は、専門家による仲裁を請求することができる。仲裁人は、委託者および受託者と利害関係を有せず、かつ本件業務について十分な知識を有する者の中から、委託者および受託者が 1 名ずつ選任し、選任された仲裁人が協議によりさらに 1 名を選任する。仲裁は、3 名の仲裁人による多数決により行うものとする。仲裁に要する費用は自らが選任した仲裁人については各自が負担するものとし、仲裁人により選任された仲裁人については、その主張が認められなかった当事者が負担するものとする。
- 7 前項による仲裁の結果は、両当事者を拘束するものとする。
- 8 委託者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考えた場合、本条第 3 項から第 5 項に規定された手続きがなされ、または、本条第 6 項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受託者に命じることができる。ただし、本条第 3 項から第 5 項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、または、本条第 6 項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、委託者はこれによって受託者に生じた損害を賠償するものとする。

第 5 章 環境計測、業務報告等

第 17 条 本件施設の環境計測

受託者は、放流水が別紙 3-1～3-6 に示す放流水質仕様基準、別紙 10 に示す要件を満たしているかを確認するため、別紙 12 に示す計測を行う。計測の結果、別紙 4 に示す放流水質仕様基準、別紙 10 に示す要件を満たしていない場合、受託者は別紙 8 に規定された措置を行うものとする。

第 18 条 委託者による放流水の監視、立入検査

- 1 委託者は、随時、自らの費用で、自らまたは本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 2 委託者は、随時、自ら、または、本項に基づく検査の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について検査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負う。ただし、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。
- 3 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む。）は、前項の施設機能の検査または受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また、適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。

第 19 条 業務の報告

- 1 受託者は、本件施設の点検および第 17 条に規定する環境計測の結果について、別紙 13 に従い日誌を作成する。受託者は、委託者から請求があった場合、速やかに日誌を委託者に提出するものとする。
- 2 受託者は、月報および年報を作成し、委託者に提出する。月報および年報に記載すべき事項は別紙 13 によるものとし、様式は、受託者の提案に基づき、委託者が承認するところによる。
- 3 委託者は、日誌、月報および年報の内容について、受託者に説明を求め、また、必要な範囲で、受託者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 受託者は、作成した日誌を、仕様期間終了後委託者に提出するものとする。

第 6 章 委託者の義務

第 20 条 委託費等の支払

- 1 委託者（委託者から委託を受けた機関を含む）は、前条第 2 項の月報を受領したときは、受領した日から 10 日以内に月報の内容を確認する。
- 2 受託者は、対象月の流入水量や放流水質仕様基準等の達成状況等をもとに、各月の委託費（本仕様上受託者が委託者に請求できる費用を含む）の支払いを翌月の 15 日（ただし銀行営業日（銀行が営業することを義務付けられている日をいう。以下同様）でない場合、直近の銀行営業日とする）までに請求する。
- 3 委託費は固定費および変動費から構成される。ただし、受託者が本仕様に違反した場合、別紙 15 に従いこれらを減額することができるものとする。

第 21 条 修繕業務

- 1 修繕 1 件あたりの費用が 30 万円（税込み）以下の修繕・役務（ポンプ修繕・交換、タイマー修繕・交換等）において、受託者が実施し、履行期間の総額は別紙 2 に示す金額とする。ただし、金額は、受託者の見積もりを勘案して、委託者が判断する。
- 2 修繕とは、機器等の正常な運転等を確保するために行う定期的な保守及び突発的な故障等に対応する修繕を行う。

また、点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合には、修繕等の適切な方法（修理、交換、分解整備及び調整等）によって対応する。
- 3 受託者は、緊急の場合を除き事前に委託者と修繕内容を協議して承諾を得てから実施する。また、修繕中に不測の事態があった場合は速やかに委託者に連絡すること。

また、修繕等の対応（修理、交換、分解整備及び調整等）を行う場合は、必ず記録を残し、毎月委託者に報告する。また、委託者から要請があれば速やかに提示できるようにしておく。
- 4 受託者は、緊急の必要がある場合（設備等の損傷等により、放流水質に対し著しい影響等が発生する恐れがある場合）には、委託者の承諾後、前項の規定にかかわらず、必要最低限の更新もしくは修繕を行うものとし、費用の分担については別途協議によるものとする。

第 7 章 損害賠償

第 22 条 損害賠償

- 1 受託者の責に帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、受託者は委託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 第 8 条第 3 項に定める場合（準用される場合も含む）
 - (2) 前各号の他受託者の本仕様の規定への違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合
- 2 委託者の責に帰すべき事由により、次に該当する事由が生じた場合、委託者は受託者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

委託者の本仕様の規定への違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合
- 3 受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 受託者は、別紙 16 に示す保険に加入するものとする。
- 6 本仕様は、第三者に対して別紙 3 に示す放流水質仕様基準による放流を保証するものではない。

第 23 条 責任範囲

委託者及び受託者の責任範囲については別紙 17 に従うものとする。

第 8 章 仕様終了

第 24 条 期間満了による終了

期間満了により終了した場合、受託者は以下の義務を負う。

- (1) 受託者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
- (2) 新たに施設を運転する者に対し、仕様終了の 30 日前から引継ぎ研修に協力をする事。

第 9 章 その他

第 25 条 不可抗力

- 1 暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者および受託者の責に帰することができない事由（流入水質および流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合または本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、また、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意または重過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。
- 2 暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、委託者および受託者の責に帰することができない事由（流入水質および流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む）により本件施設が損傷した場合、委託者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受託者の故意または重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合または防止することが可能であつた損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。

第 26 条 経費の負担

受託者が業務履行上、負担する経費は、別紙 14 に定めるものとする。それ以外は委託者の負担とする。

第 27 条 雑則

受託者は、本件業務の実施に当たり、別紙 18 に示す関連法令等を遵守する。